

**青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例**

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 2 4 日

提出者 青梅市長 大勢待 利 明

(説明)

東京都人事委員会勧告を踏まえ、住居手当および通勤手当を改めたいので、この条例案を提出いたします。

**青梅市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例**

青梅市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 3 項第 1 号中「さらに」を「更に」に改める。

第 8 条の 3 第 2 項中「(第 1 号に掲げる職員のうち第 2 号に掲げる職員でもあるものについては、第 1 号に掲げる額および第 2 号に掲げる額の合計額)」を削り、同項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、第 1 号または第 2 号に掲げる職員のうち、第 3 号または第 4 号に掲げる職員でもあるものについては、第 1 号または第 2 号に掲げる額および第 3 号または第 4 号に掲げる額の合計額とする。

第 8 条の 3 第 2 項各号を次のように改める。

- (1) 前項第 1 号に掲げる職員のうち、満 2 7 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある者であつて、月額 3 万円以上の家賃を支払っているもの 3 万円

(2) 前項第1号に掲げる職員のうち、前号に掲げるもの以外のもの  
15,000円

(3) 前項第2号に掲げる職員のうち、満27歳に達する日以後の最初の  
3月31日までの間にある者であつて、月額3万円以上の家賃を支払  
っているもの 15,000円

(4) 前項第2号に掲げる職員のうち、前号に掲げるもの以外のもの  
7,500円

第9条中第6項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項と  
し、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第2号または第3号に掲げる職員で、市規則で定める交通の用  
具の駐車のための施設（その所在地および利用形態が市規則で定める要  
件を満たすものに限る。第1号において「駐車場等」という。）を利用し、  
その料金を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規  
定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に  
定める額とする。

(1) 駐車場等にかかる通勤手当 支給対象期間につき、5,000円を  
超えない範囲内で1月当たりの駐車場等の料金に相当する額として市  
規則で定める額に支給月数を乗じて得た額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第18条第5項中「市長が」を「市規則で」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第9条関係）

職員の区分		2 身体に障害を有する職員のうち市規則で定めるところにより通勤が困難であると認められる者
自転車等の片道の使用距離の区分	1 右記以外の職員	
5キロメートル未満	円 2,600	円 4,500
5キロメートル以上10キロメートル未満	3,000	6,200

10キロメートル以上15 キロメートル未満	5,200	9,900
15キロメートル以上20 キロメートル未満	7,300	13,600
20キロメートル以上25 キロメートル未満	9,500	17,200
25キロメートル以上30 キロメートル未満	11,600	20,900
30キロメートル以上35 キロメートル未満	11,600	24,500
35キロメートル以上40 キロメートル未満	13,800	28,100
40キロメートル以上45 キロメートル未満	13,800	31,900
45キロメートル以上50 キロメートル未満	15,600	35,400
50キロメートル以上55 キロメートル未満	16,200	38,800
55キロメートル以上60 キロメートル未満	17,900	42,200
60キロメートル以上65 キロメートル未満	18,400	45,600
65キロメートル以上70 キロメートル未満	20,100	49,800
70キロメートル以上75 キロメートル未満	21,800	54,000

付 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第8条第3項第1号および第18条第5項の改正規定は、公布の日から施行する。